＊「後発医薬品についての説明」とは
：**後発医薬品と先発医薬品とが同等であること**（例えば、品質、安定性、生物学的同等性試験結果など）の説明に加え、患者の処方せんにおける**変更前の薬剤料と変更後の薬剤料の差額**等についての説明などを指します。以下、「３．後発医薬品への対応状況についてお伺いします。」でも同じです。

３．後発医薬品への対応状況についてお伺いします。（平成 19 年 7 月現在）

| | |
|---|---|
| (1) 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、後発医薬品についての説明＊を行った患者は、どの程度いましたか。 | （　　）割程度 |
| (2) 上記(1)の後発医薬品についての説明＊を行った患者のうち、後発医薬品の使用を希望しなかった患者は、どの程度いましたか。 | （　　）割程度 |
| (3) 上記(2)のように、後発医薬品についての説明＊を受けたにもかかわらず、患者が後発医薬品の使用を希望しなかった理由として、最も多いのは、次のうちのいずれでしょうか。<br>※○は１つだけ | 1. 薬剤料等（患者自己負担額）の差額が小さい<br>2. 公費負担の患者であるため、経済的インセンティブがない<br>3. 過去に後発医薬品を使用したが合わなかった<br>4. 後発医薬品に対する不安がある<br>5. その他（具体的に　　） |
| (4) ①後発医薬品についての説明＊と、一般的な服薬指導の両方を行う場合、患者１人当たりどの程度時間がかかりますか（後発医薬品説明＋一般的服薬指導の合計時間）。<br>※おおよその時間で結構です。具体的に数字を記入してください　（初回の患者） | → 約（　　）分 |
| ②（2 回目以降の患者） | → 約（　　）分 |
| ③「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等がない処方せんの患者に、一般的な服薬指導を行う場合、患者１人当たりどの程度時間がかかりますか。 | → 約（　　）分 |
| (5) 「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があり、後発医薬品が薬価収載されている先発医薬品を含む処方せんを持参した患者のうち、当該後発医薬品の在庫がなくて後発医薬品に変更できなかった患者は、どの程度いましたか。 | （　　）割程度 |

| (6)医薬品の備蓄状況等<br>※①②については、平成 18 年 10 月、平成 19 年 7 月の状況について、それぞれお答えください | | （ア）全品目 | （イ）うち、後発医薬品 |
|---|---|---|---|
| | ①平成 18 年 10 月 | 約（　　）品目 | 約（　　）品目 |
| | ②平成 19 年 7 月 | 約（　　）品目 | 約（　　）品目 |
| | ③　②のうち、複数銘柄の後発医薬品を備えている先発医薬品の備蓄品目数 | 約（　　）品目<br>例）先発医薬品α10mg　後発医薬品Ａ10mg<br>後発医薬品Ｂ10mg<br>先発医薬品α20mg　後発医薬品Ａ20mg<br>後発医薬品Ｂ20mg<br>→複数銘柄の後発医薬品を備えている先発医薬品が 2 品目なので、「2 品目」と数えます。 | |
| | ④上記質問(5)のようなケースがないようにするためには、合計でどの程度の後発医薬品の品目数の備蓄が必要だと思いますか。 | 約（　　）品目 | |

| | |
|---|---|
| (7) 処方せんの「後発医薬品への変更可」欄に処方医の署名等があったが、変更しなかった場合について、今後、どのような対応が進めば、薬局の立場として後発医薬品への変更を進めてもよいと思いますか。<br>※○は１つだけ | 1. 薬剤師が患者に十分に説明できるだけの時間や後発医薬品の備蓄コスト増に見合った調剤報酬上の評価<br>2. 後発医薬品メーカーによる情報提供や安定供給体制の確保<br>3. 後発医薬品に対する患者の理解<br>4. 特に対応は必要でない<br>5. その他（具体的に　　） |

４．後発医薬品の使用にあたっての問題点・課題等についてのご意見、ご要望などがございましたら、
ご記入ください。

質問は以上です。ご協力いただきありがとうございました。
※引き続き、様式２のご記入もよろしくお願いいたします。